

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、初心に帰り「基礎知識」でしたね。  
では、さっそく宿題の確認からしてみましょう。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物でないものはどれか。なお、すべて不要な物である。

- (1) 旅館業の汚水処理施設から排出される汚泥
- (2) 建築物の解体作業から排出されるコンクリート片
- (3) レストランから出る厨芥類（ちゅうかいりい）
- (4) 畜産農業から排出される家畜のふん尿
- (5) 市役所、町村役場から排出される廃プラスチック

### 【解説】

産業廃棄物にはその排出事業所の業種が限定されるものがある。この業種を法定用語ではないが「指定業種」と呼称している。事業活動を伴って排出される廃棄物であっても、この指定業種が限定されている種類の廃棄物は産業廃棄物ではなく、一般廃棄物となり、（これも法定用語ではないが）事業系一般廃棄物と呼称している。

正解（3）

産業廃棄物は、法第2条第4項で定義されていますが、このうち木くずなどは政令第2条各号で排出の形態が限定されています。

木くずは、建設業に係る工作物の新築、改築又は除去に伴って排出されたものや、木材又は木製品の製造業などから排出されたものが産業廃棄物に該当し、紙くずは建設業やパルプ、紙製造業などから排出されるものが産業廃棄物に該当します。

また動物の死体は畜産農業から排出されたもののみが産業廃棄物に該当し、それ以外のものは一般廃棄物となります。

一方、政令第2条第9号の工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるコンクリートの破片その他これに類する不要物（いわゆるがれき類）は業種指定がないので、工作物の新築、改築又は除去が事業活動の一環であれば産業廃棄物に該当します。

廃プラスチック類についても業種指定がないので、どのような業種から排出されても産業廃棄物になります。

「(3) レストランから出る厨芥類」ですが、これは性状からみれば「動植物性残渣」に相当しますが、動植物性残渣が産業廃棄物になる業種は食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業に限定されており、レストランから排出された場合は一般廃棄物となります。

では、「品目」「種別」の問題ですが、ちょっとひねった問題など。

## ～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、産業廃棄物はどれか。

- (1) 綿織物工場から排出される不要となった綿布切れ
- (2) 繊維製品製造工場から排出される不要となった麻の布切れ
- (3) 家屋において畳の入れ替え時に発生した廃天然畳
- (4) 廃梱包用資材（パレットに固定するための麻製のロープ）
- (5) 廃オフィスペーパー

### 【解説】

- (1) 繊維くずの指定業種であることから、産業廃棄物である。
- (2) 繊維製品製造業は、繊維くずが産業廃棄物となる業種（指定業種）から除外されている。そのため、衣服を製造、縫製しているところから出る繊維くずは一般廃棄物である。
- (3) 天然畳の畳表は編まれていることから繊維くずになるが、繊維くずが産業廃棄物になるのは建設業の新築、改築、解体工事から排出される時等に限定されている。「畳の入れ替え」はこれにあたらないので、一般廃棄物となる。
- (4) 木製パレットそのものは産業廃棄物になるが、「固定するための麻製のロープ」はこれにあたらないことから一般廃棄物である。
- (5) 紙くずの指定業種は紙製造業等に限定されていることからオフィスから排出される紙くずは一般廃棄物である。

なお、業種分類については日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）にて確認のこと。

【政令第 2 条第 1 項第 3 号】（参考）

繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの及びポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだものに限る）

正解（1）

（1）と（2）は次のような整理です。「布（天然繊維）」そのものを製造している業種は「繊維工業」になりますが、布を素材として仕入れてきて、その布から衣服を製造する、いわゆる「アパレル産業」は「繊維製品製造業」となり、ここから排出される繊維くずは一般廃棄物となります。

なお、これは皆さん重々承知のことと思いますが、一般的に「繊維」と言っても、レーヨンやナイロンのような化学繊維は「廃プラスチック類」に分類され「繊維くず」にはなりません。よって、（3）の「畳表」もいわゆる「スタイロ畳」は産業廃棄物になります。

今回の宿題は「品目」以外の視点からの一般廃棄物、産業廃棄物の区分の問題にしてみましょう。



### 宿題Q

次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 建築業者が一般住宅の新築工事の際に排出する柱の木片の木くずは産業廃棄物である
- (2) 建築業者が一般住宅の新築工事の際に排出する塩ビ管のくずは産業廃棄物である
- (3) 日曜大工で個人が排出するコンクリート破片は産業廃棄物である
- (4) 日曜大工で個人が排出する壁紙の紙くずは一般廃棄物である
- (5) 日曜大工で個人が排出する端材の木くずは一般廃棄物である

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。